

2023年2月24日
九州電力送配電株式会社

「離島等供給約款」及び「最終保障供給約款」の届出を行いました
— 九州本土の電気料金を踏まえた新たな電気料金を設定 —

当社は、本日、電気事業法第20条第1項及び同法第21条第1項の規定に基づき、「離島等供給約款^{*1}」及び「最終保障供給約款^{*2}」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

新たな離島等供給約款及び最終保障供給約款は、2023年4月1日から実施します。

○ 離島等供給約款の見直し

離島等供給約款における料金は、離島ユニバーサルサービスに基づき、九州本土と同水準の料金で電気をご利用いただけるよう設定しております。

2023年4月から、みなし小売電気事業者である九州電力株式会社が設定する当社の供給区域における標準的な電気料金が見直されることを踏まえ、離島の電気料金単価及び料金メニューを見直します。詳細は別紙1～3のとおりです。

〔参考〕ご家庭1か月あたりの影響額

(契約種別：従量電灯B、契約電流30A、使用電力量：250kWhの場合)

	新料金	旧料金	影響額
お支払い額 ^(注)	5,776円	5,526円	+250円

(注) 消費税等相当額、口座振替割引額、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。なお、燃料費等調整額には、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による割引額(▲7.00円/kWh)、2023年3月分燃料費調整額(1.86円/kWh)及び離島ユニバーサルサービス調整額(新料金0.03円/kWh、旧料金0.08円/kWh)を含みます。

○ 最終保障供給約款の見直し

最終保障供給約款についても、離島等供給約款と同様に電気料金単価を見直します。詳細は別紙4のとおりです。

以上

※1：離島等供給約款

本土と電氣的に連系していない離島において、当社から電気の供給を受ける場合に適用する料金等の供給条件を定めたものです。

※2：最終保障供給約款

小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約についての交渉が成立しない高圧以上のお客さまが、当社から電気の供給を受ける場合に適用する料金等の供給条件を定めたものです。



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。